

第三章 県議会関係例規

◎香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十七年十月十九日条例第三十七号）

（定数）

第一条 地方自治法第九十条第三項の規定に基づき、香川県議会の議員の定数は、四十五人とする。

（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）

第二条 公職選挙法第十五条第一項から第四項まで及び第八項本文（高松市選挙区、大川郡選挙区、香川郡選挙区及び三豊郡第一選挙区にあつては、同項ただし書）の規定に基づき、香川県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

名 称	選 挙 区		議員の数
	区	域	
高松市選挙区	高松市の区域及び香川郡直島町の区域		十四人
丸亀市選挙区	丸亀市の区域		三人
坂出市選挙区	坂出市の区域及び綾歌郡宇多津町の区域		三人
善通寺市選挙区	善通寺市の区域		二人
観音寺市選挙区	観音寺市の区域		二人
大川郡選挙区	大川郡の区域		五人
木田郡第一選挙区	木田郡三木町の区域		一人
木田郡第二選挙区	木田郡牟礼町及び庵治町の区域		一人
小豆郡選挙区	小豆郡の区域		二人
香川郡選挙区	香川郡の区域のうち直島町の区域を除いた区域		一人

綾歌郡選挙区	綾歌郡の区域のうち宇多津町の区域を除いた区域	三人
仲多度郡第一選挙区	仲多度郡の区域のうち多度津町の区域を除いた区域	二人
仲多度郡第二選挙区	仲多度郡多度津町の区域	一人
三豊郡第一選挙区	三豊郡の区域のうち大野原町及び豊浜町の区域を除いた区域	四人
三豊郡第二選挙区	三豊郡大野原町及び豊浜町の区域	一人

附 則

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

（中略）

附 則（平成七年三月二十二日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎香川県議会委員会条例

（昭和三十一年九月二十六日条例第二十六号）

（常任委員会の設置）

第一条 香川県議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数）

第二条 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、次の表のとおりとする。

名 称	所 管 事 項	委員の定数
総務委員会	政策部、総務部、出納局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	十二人
環境建設委員会	環境部、土木部、水道局及び収用委員会に関する事項	十一人
文教厚生委員会	健康福祉部及び教育委員会に関する事項	十一人
経済委員会	商工労働部、農林水産部、地方労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	十一人

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、一年とする。

2 補欠により選任された常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前二項の規定にかかわらず、常任委員は、後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。

(議会運営委員会の設置)

第三条の二 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、八人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会)

第四条 議員が、他の議員の被選挙権の有無又は地方自治法第九十二条の

二の規定に該当するかどうかについて決定の要求書を提出したときは、資格審査特別委員会が設けられたものとする。

2 懲罰の動議が可決されたときは、懲罰特別委員会が設けられたものとする。

3 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は八人とする。

(特別委員会の設置)

第五条 前条以外の特別委員会は、必要があるとき、議会の議決によりこれを設ける。

2 前項の特別委員の定数は、その都度議会の議決で定める。

(委員の選任の時期)

第六条 常任委員及び議会運営委員の選任は、一般選挙後、又は委員の任期満了後の最初の議会において行う。

2 特別委員の選任は、その特別委員会が設けられたときに行う。

(委員の割当て)

第七条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、各派の所属議員数の比率により、各派に割り当て選任する。ただし、議会運営委員又は特別委員の選任については特別の事情があるときは、各派の所属議員数の比率による割当てをしないことができる。

(委員の選任方法)

第八条 委員の選任は、議長が会議にはかつて指名する。

2 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議にはかつて委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第三条第二項《常任委員の任期》の例による。

(常任委員及び議会運営委員の改選)

第九条 常任委員及び議会運営委員の任期中において、常任委員又は議会

運営委員の定数を改正し、又は各派の所属議員数に異動があつたため、常任委員又は議会運営委員の各派割当数を変更する必要があるときは、第三条第一項又は第二項(第三条の二第三項において準用する場合を含む。)《常任委員等の任期》の規定にかかわらず、議会の議決により常任委員又は議会運営委員の改選を行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第十条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長の選任は、議長が会議に諮つて指名する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長、副委員長の辞任)

第十一条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第十一条の二 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

第十二条(第十七条(略))

(出席説明の要求)

第十八条 委員会は、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

◎香川県議会議規則

(昭和三十一年九月二十六日議会議規則第一号)

第一章 総則

(参集)

第一条 議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(議席)

第二条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は会議において、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には氏名標を附ける。

(議会の開閉)

第三条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会期)

第四条 会期は、おおむね次のとおりとし、会期の初めに議会の議決で定める。

一 予算を審議する定例会については、三十日

二 定例会(前号の定例会を除く。)については、二十日

三 臨時会については、三日

2 会期は、招集日から起算する。

(会期の延長)

第五条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期の通知)

第六条 会期を決定し、又は延長したときは、議長は、直ちに議員に通知するとともに、議長において必要があると認める執行機関に通知する。

(会議時間)

第七条 会議は午前十時に開き、午後四時に閉じる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

(傍聴の取扱)

第十九条 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第二十条 委員会は、議決で秘密会とすることができる。

(公聴会開催の手続)

第二十一条 公聴会は、委員会の議決によりこれを開催する。

2 前項の議決があつたときは、委員長は、その要旨を議長に通知し、あらかじめ、議長の承認を得なければならない。

第二十二条(第三十二条(略))

(会議録)

第三十三条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を調製させ、二人の委員とともに署名しなければならない。

2 前項の会議録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第三十四条 この条例及び会議規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項については、その委員会において定めることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

(中 略)

附 則 (平成十四年三月二十七日条例第四十六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置略)

ただし、出席議員十人以上から起立して異議の申立があつたときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

第八条（第十六条（略））

（休会）

第十七条 休日（香川県の休日を定める条例第一条第一項に規定する休日をいう。）は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は議決で休会することができ、

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 法（「地方自治法」以下同じ。）第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（党派の届出）

第十八条 議員は、その所属党派又は会派を議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

第二章 議事日程

第十九条（第二十二條（略））

第三章 議案の提出、修正及び撤回等

（議案の提出）

第二十三条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第百十二条第二項の規定による賛成者が必要とするものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては四人以上の賛成者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の議案を受理したときは、その写を議員及び関係のある執行機関に配布する。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。

（修正の動議）

第二十四条 修正の動議は、その案をそなえ、法第百十五条の二の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては四

人以上の賛成者が連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。

（事件の撤回、変更及び訂正）

第二十五条 議題となつた事件を撤回、変更又は訂正しようとするときは、提出者から請求しなければならない。

2 前項の請求があつた場合は、議長は、討論を用いなくて会議にはかつてその可否を決める。

（一事不再議）

第二十六条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

第四章 会議

第一節 選挙

（選挙の宣告）

第二十七条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第二十八条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第二十九条 投票による選挙を行うときは、議長は、第二十七条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第三十条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票及び投票箱の閉鎖）

第三十一条 議員は、議長の点呼に応じ、又は議長が示した順序に従つて投票する。

2 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票箱の閉鎖を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

（開票及び立会人の指名）

第三十二条 議長は、開票を宣告した後、投票を点検する。

2 議長は、議員の中から三人の立会人を指名して、投票の点検に立会わせなければならない。

3 投票の数が、議場に現在する議員の数を超過したときは、更に投票を行わなければならない。ただし、その数が選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。

(投票の効力)

第三十三条 投票の効力について疑義があるときは、議長は、立会人の意見を聞いて決める。

(選挙結果の報告)

第三十四条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(当選人の繰上補充)

第三十五条 当選人が当選を辞したときは、議長は、選挙すべき者の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票者で当選者とならなかつた者の中、最多数を得た者から順次当選人を定めなければならない。

(再選挙)

第三十六条 当選人がないとき、又は当選人が選挙すべきものの数に達しないとき、若しくは前条の規定により当選人を定めることができないとき、又は当選人を定めてもなお当選人が当選すべき者の数に達しないときは、議会は、更に選挙を行わなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第三十七条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とあわせてこれを保存しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第三十八条 選挙に関する疑義は、議長が、会議にはかつて決める。

第二節 議事

(議題の宣告)

第三十九条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣

告する。

2 議長は、必要があると認めるときは、数件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員四人以上から起立して異議の申立があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第四十条 会議に付する事件は、第九十七条《請願の委員会付託》に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 議長は、委員会別付託一覧表を作製し、議員に配布する。

(委員会の審査又は調査期限)

第四十一条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

(再審査のための付託)

第四十二条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、議会の議決により更に同一委員会又は他の委員会に付託することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第四十三条 委員会に付託した事件は、その報告書及び少数意見のあるときは、少数意見の報告書の提出をまつて議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第四十四条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは委員長が、その経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。ただし、議長は、委員会又は少数意見者の報告書を朗読させた場合は、委員長又は少数意見者の報告を省略することができる。

2 数個の少数意見があるときは、議長が、報告の順序を決める。

3 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第四十五条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終つたとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第四十六条 議員は、委員長の報告、少数意見者の報告及び修正案の説明が終つた後、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第四十七条 議長は、前条の質疑が終つたときは討論に付し、その終局の後表決に付する。

2 委員会に付託しなかつた事件については、議長は、前項の規定により表決に付する。

(表決の順序)

第四十八条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員四人以上から起立して異議の申立があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第四十九条(第五十条(略))

第三節 動議

(動議成立に必要な賛成者の数)

第五十一条 動議は、法律又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に一人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(先決動議の措置)

第五十二条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合

したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員四人以上から起立して異議の申立があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(動議の撤回)

第五十三条 議題となつた動議の撤回については、第二十五条《事件の撤回、変更及び訂正》の規定を準用する。

第四節 発言

(発言の通告等)

第五十四条 会議において発言しようとする議員は、あらかじめ、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言又は議長において事情やむを得ないと認めた発言についてはこの限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については、反対、賛成の別を記載しなければならない。

3 発言通告書は、議長が期間を指定した場合は、その指定した期間内に、提出しなければならない。期間を過ぎて提出したものについては、議長がその可否を決める。

4 発言の順序は議長が決める。

5 通告をした者が欠席し、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(発言の許可等)

第五十五条 発言はすべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項は議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告をしていない者の発言)

第五十六条 発言通告をしていない者は、議事進行に関する発言並びに議長において事情やむを得ないと認めた発言を除き、通告をした者がすべて発言を終つた後でなければ、発言を求めることができない。

2 通告をしていない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ議長の許可を得なければならない。

3 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名する。

(議事進行に関する発言)

第五十七条 議事進行について発言しようとする者は、起立して「議長、議事進行について」と呼び、発言の許可を求めなければならない。

2 議事進行に関する発言は議題に直接関係のあるもの、又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

3 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めたときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言内容の制限)

第五十八条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めたときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第五十九条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発言時間を制限することができる。ただし、出席議員四人以上から起立して異議の申立があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

2 前項の制限をするときは、議長は、発言時間を各派の所属議員数の比率によって決めることができる。

第六十条、第六十五条(略)

(一般質問)

第六十六条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、あらかじめ、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第六十七条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問すること

ができる。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

第五節 表決

(表決問題の宣告)

第六十八条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を会議に宣告しなければならない。

(不在議員)

第六十九条 前条の宣告の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(表決の規制)

第七十条 議員は、自己の表決に条件を附することができない。

2 議員は、自己の表決について更正を求めることができない。

第七十一条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員四人以上から起立して異議の申立があるときは、議長は、記名投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第七十二条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員四人以上から起立して要求があるときは、記名投票又は無記名投票で表決を採る。

2 前項の規定により、同時に記名投票の要求と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを記名投票で決める。

(記名投票)

第七十三条 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は所定の白票を、問題を否とする議員は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票による表決)

第七十四条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、

否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第七十五条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十九条《議場の出入口閉鎖》、第三十条《投票用紙の配布及び投票箱の点検》、第三十一条《投票及び投票箱の閉鎖》、第三十二条《開票及び立会人の指名》、第三十三条《投票の効力》、第三十四条《選挙結果の報告》、第三十七条《選挙関係書類の保存》、及び第三十八条《選挙に関する疑義》の規定を準用する。

(簡易表決)

第七十六条 議長は、問題について異議の有無をはかり、表決を採ることができる。異議がないと認めるときは、直ちに可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員四人以上から起立して異議の申立があるときは、議長は、起立の方法により表決を採らなければならない。

第六節 会議録

(会議録の記載事項)

第七十七条 会議録に記載する事項は次のとおりとする。

- 一 開会、閉会に関する事項及びその年月日
- 二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- 三 出席議員及び欠席議員の氏名
- 四 説明のため出席した者の職氏名
- 五 議事日程
- 六 議長の諸報告
- 七 議席の決定及び変更
- 八 委員会報告書及び少数意見報告書
- 九 会議に付した事件及び内容
- 十 議案の提出、変更及び撤回に関する事項
- 十一 選挙の経過
- 十二 議事の経過
- 十三 記名投票における賛否の氏名

十四 その他、議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は速記法によつて速記する。

3 署名した会議録は、議長が保管する。

(会議録署名者)

第七十八条 会議録に署名する議員は、三人とし、議長が会議において指名する。

(発言の取消又は訂正)

第七十九条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(会議録の配布等)

第八十条 会議録は印刷し、議員及び関係者に配布する。

2 前項の会議録には、秘密会の議事、議長において取消しを命じ、又は議員が議会の許可を得て取消した発言は記載しない。

第五章 委員会

(会議中の委員会の禁止)

第八十一条 委員会は、会議中開くことができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(委員の発言)

第八十二条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。

2 委員から発言の要求があるときは、その要求の先後により委員長が許可する。

(委員外議員の発言)

第八十三条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

(委員の議案修正)

第八十四条 委員は、修正案を議しようとするときは、その案を、あら

はじめ、委員長に提出しなければならない。

(少数意見の留保)

第八十五条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者が、その意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員長の討論)

第八十六条 委員長が討論しようとするときは、委員席に着かなければならない。

2 委員長が討論したときは、その問題の表決が終るまで委員長席に復することができない。

(紹介議員の委員会出席)

第八十七条 委員会は、付託された請願について必要があるときは、紹介議員の出席説明を求めることができる。

(連合審査会)

第八十八条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(委員の派遣)

第八十九条 委員会は、審査又は調査のため、委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した委員派遣要求書を議長に提出し、あらかじめ、その承認を得なければならない。

2 前項の規定により派遣された委員は、委員長に報告書を提出しなければならない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第九十条 法第百条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第九十一条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査をしようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等を、あらかじめ、議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第百九条の二第三項各号に掲げる事項について調査をしようとする場合においては、前項の規定を準用する。

(委員会の中間報告)

第九十二条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

(閉会中の継続審査)

第九十三条 委員会が閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(委員会報告書)

第九十四条 委員会が事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第六章 請願

(請願の記載事項等)

第九十五条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人にあつては、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人にあつては、代表者)が署名し、又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願文書表)

第九十六条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。ただしやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第九十七条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第九十八条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け議長に報告しなければならない。

一 採択すべきもの

二 不採択とすべきもの

2 議長は、採択と決したもので、執行機関に送付しなければならないものは、これを送付し、同時にその処理の結果の報告を要求することができる。

(陳情書の処理)

第九十九条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第七章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第一百条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかりその可否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第一百一条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第一百二条 法第二百七条第一項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員(以下「要求議員」という。)は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第一百三条 前条の要求があつたときは、議長は、すみやかに会議に付し、討論を用いないで資格審査特別委員会に付託しなければならない。

(被要求議員の弁明書)

第一百四条 議長は、要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、その写を決定を求められている議員(以下「被要求議員」という。)に送付し、期日を定めて弁明書を提出させる。

2 被要求議員から弁明書の提出があつたときは、議長は、すみやかに資格審査特別委員会に送付しなければならない。

(特別委員会の審査)

第一百五条 資格審査特別委員会は、要求書及び弁明書によつて審査する。ただし、期日までに弁明書が提出されないときは、要求書だけで審査することができる。

2 資格審査特別委員会は、審査のため必要があるときは、議長を経て、要求議員及び被要求議員の出席説明並びに必要な書類の提出を求めることができる。

(被要求議員の一身上の弁明)

第一百六条 被要求議員は、資格審査特別委員会に出席して、自己の資格について弁明することができる。

(決定の通知)

第一百七条 前五条の規定による決定をしたときは、議長はその結果を要求議員及び被要求議員に理由を附け、文書をもつて通知しなければならない。

第八章 規律

第一百八条、第一百十六条(略)

第九章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第百十七條 懲罰の動議は、文書をもつて、所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、すみやかに会議に付し討議を用いないで、会議にはかり、懲罰特別委員会に付託する。

3 懲罰の動議は、懲罰事犯があつた日の次の日までに提出しなければならない。ただし、第五十条第三項《秘密の保持》の違反に係るものについては、この限りでない。

(代理弁明)

第百十八條 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会、又は委員会の同意を得たときは他の議員をして代つて弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の案文)

第百十九條 戒告又は陳謝させようとするときは、懲罰特別委員会はその案文を作り、報告書とともに委員長から議長に提出しなければならない。

(出席停止の期間)

第百二十條 出席停止は、七日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第百二十一條 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員会は、直ちに退去を命じなければならない。

(除名が成立しないときの措置)

第百二十二條 除名について法第百三十五条第三項の規定による同意が得られなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

(懲罰の宣告)

第百二十三條 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は公開の議場において宣告する。

2 議長は、前項の宣告を行つたときは、直ちに、その旨を文書で懲罰を科せられた議員に通知する。

第十章 議員の派遣

(議員の派遣)

第百二十四條 法第百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たつては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第十一章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第百二十五條 この規則の疑義は議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

(中略)

附則 (平成十四年五月一日議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。